

年金受給にできる限り結びつけていくための取組み

I 全体概況

1 年金の受給資格期間を満たしていながら請求を行っていない方に対するお知らせ

○オンライン記録上25年の受給資格期間を満たしている(注)が、年金を受給していない方についてサンプル調査(平成21年12月公表)を行ったところ、受給資格期間を満たしていながら、そのことを知らなかった方が一定割合おられたこと等から、この「お知らせ」を送付し、年金の請求を促すこととしたもの。

(注)70歳までの保険料納付により25年を満たすことができる場合を含む。

○平成22年9月30日に、約6.5万人の方に送付。

○平成22年12月31日現在における「お知らせ」送付対象者の年金の裁定の状況は、下表のとおり。

	合 計		69歳以下の方		70歳以上の方	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
「お知らせ」送付対象者数(人)	64,678	100.0%	32,504	100.0%	32,174	100.0%
裁定された方(人)(注)	26,259	40.6%	8,260	25.4%	17,999	55.9%
うち、「お知らせ」送付後の平成22年10月1日以降に請求を行った方	15,066	23.3%	6,572	20.2%	8,494	26.4%

(注)旧法扱いの共済年金受給者で、新たに年金の請求ができる国民年金、厚生年金の加入期間がない方を含む(4,629人)。

2 70歳までの保険料納付により受給資格期間を満たす方に対するお知らせ

○上記1のサンプル調査の結果、70歳まで保険料を納付すれば受給資格期間を満たし得るにもかかわらず、そのことを知らなかった方が一定割合おられたこと等から、この「お知らせ」の送付により任意加入制度等について説明を行い、年金の受給につなげていこうとするもの。

○平成22年9月28日に、約1.6万人の方に送付。

○平成22年12月31日現在における「お知らせ」送付対象者の裁定の状況等は、下表のとおり。

	人数	構成割合
「お知らせ」送付対象者数(人)	15,931	100.0%
国民年金に任意加入中の方(人)	476	3.0%
裁定された方(人)	3,474	21.8%
うち、「お知らせ」送付後の平成22年9月29日以降に請求を行った方	1,834	11.5%

3 オンライン記録上25年の受給資格期間を満たさない方に対するお知らせ

○オンライン記録上25年の受給資格期間を満たしていない方についてサンプル調査(平成21年7月公表)を行ったところ、合算対象期間(カラ期間)がある等により受給資格期間を満たすにもかかわらず、そのことを知らなかった方が一定割合おられたこと等から、この「お知らせ」の送付により注意喚起を行い、できる限り年金の受給につなげていこうとするもの。

○平成21年12月18日～24日に、約50万人の方に送付。

○平成22年12月31日現在における「お知らせ」送付対象者の年金の裁定の状況等は、下表のとおり。

	人数	構成割合
「お知らせ」送付対象者数(人)	499,399	100.0%
国民年金に任意加入中の方(人)	12,046	2.4%
裁定された方(人)	60,764	12.2%
うち、「お知らせ」送付後の平成21年12月21日以降に請求を行った方	47,403	9.5%

Ⅱ 実施状況の詳細

1 年金の受給資格期間を満たしながら請求を行っていない方に対するお知らせ

(1)「年金の受給資格期間を満たしながら請求を行っていない方に対するお知らせ」の送付について

① 趣旨

年金の受給資格期間を満たしながら請求を行っていない方に対して、請求を促すための「お知らせ」を送付し、年金の受給につなげていくもの。

② 送付対象者(年齢は、平成22年9月30日時点)

社会保険オンラインシステム上の記録において、25年の受給資格期間を満たしながら年金を受給していない69歳以上の方(注)であって、年金の全部又は一部の請求を行っていない方に対して、年金の請求を促す「お知らせ」を送付した。(平成22年9月30日送付)

(注)68歳の方で平成23年4月までに69歳に到達する方を含む。

○ 送付対象者数： 約6.5万人 (69歳以下:約3.3万人、70歳以上:約3.2万人)

(内訳)

(ア) 年金を全く請求していない方(以下「全く未請求の方」という。)……………約2.3万人 (69歳以下:約0.8万人、70歳以上:約1.5万人)
(注)共済年金受給者で、国民年金、厚生年金の加入期間が全く未請求となっている方を含む。

(イ) 65歳到達前に特別支給の老齢厚生年金を受給していたが、65歳以降に老齢基礎年金・老齢厚生年金のいずれも請求していない方(以下「65歳以降未請求の方」という。)……………約0.2万人 (69歳以下:約0.1万人、70歳以上:約0.2万人)

(ウ) 65歳以降に老齢基礎年金及び老齢厚生年金の受給権を有しながら、いずれか一方のみを受給しており、他の一方を請求していない方(以下「一方のみ未請求の方」という。)……………約3.9万人 (69歳以下:約2.3万人、70歳以上:約1.6万人)

(2)「年金の受給資格期間を満たしながら請求を行っていない方に対するお知らせ」送付後のフォローアップ状況

①「お知らせ」送付対象者の年金の裁定の状況(平成22年12月31日現在)

(注)「お知らせ」対象者の抽出は、平成22年6月21日時点で行ったことから、「お知らせ」を送付した同年9月30日より前にすでに裁定されていた方が一定数存在する。

<表A>対象者全体

	合計		(ア)全く未請求の方		(イ)65歳以降未請求の方		(ウ)一方のみ未請求の方	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
「お知らせ」送付対象者数(人)(注1)	64,678	100.0%	22,772	100.0%	2,440	100.0%	39,466	100.0%
裁定された方(人)	26,259 (注2)	40.6%	9,557 (注2)	42.0%	175	7.2%	16,527	41.9%
うち、「お知らせ」送付後の平成22年10月1日以降に請求を行った方	15,066	23.3%	2,422	10.6%	102	4.2%	12,542	31.8%

(注1)うち、不着件数 約2,700件。

(注2)旧法扱いの共済年金受給者で、新たに年金の請求ができる国民年金、厚生年金の加入期間がない方(以下「旧共済年金受給者」という。)を含む(4,629人)。

<表B>69歳以下の方の状況

	合計		(ア)全く未請求の方		(イ)65歳以降未請求の方		(ウ)一方のみ未請求の方	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
「お知らせ」送付対象者数(人)(注1)	32,504	100.0%	8,238	100.0%	813	100.0%	23,453	100.0%
裁定された方(人)	8,260 (注2)	25.4%	2,000 (注2)	24.3%	88	10.8%	6,172	26.3%
うち、「お知らせ」送付後の平成22年10月1日以降に請求を行った方	6,572	20.2%	1,149	13.9%	59	7.3%	5,364	22.9%

(注1)うち、不着件数 約800件。

(注2)旧共済年金受給者を含む(58人)。

<表C>70歳以上の方の状況

	合計		(ア)全く未請求の方		(イ)65歳以降未請求の方		(ウ)一方のみ未請求の方	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
「お知らせ」送付対象者数(人)(注1)	32,174	100.0%	14,534	100.0%	1,627	100.0%	16,013	100.0%
裁定された方(人)	17,999 (注2)	55.9%	7,557 (注2)	52.0%	87	5.3%	10,355	64.7%
うち、「お知らせ」送付後の平成22年10月1日以降に請求を行った方	8,494	26.4%	1,273	8.8%	43	2.6%	7,178	44.8%

(注1)うち、不着件数 約1,900件。

(注2)旧共済年金受給者を含む(4,571人)。

② 「お知らせ」送付対象者の来訪相談状況(平成22年12月31日現在)

<表A>69歳以下の方

	合 計		(ア)全く未請求の方		(イ)65歳以降未請求の方		(ウ)一方のみ未請求の方		
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	
a. 「お知らせ」送付対象者数(人)	32,504	-	8,238	-	813	-	23,453	-	
b. 年金事務所等への相談来訪者数(人) (注1)	7,230	100.0%	731	100.0%	201	100.0%	6,298	100.0%	
初 回 相 談 結 果	1 年金請求書(未支給年金請求書を含む)を受け付けた	2,708	37.5%	215	29.4%	82	40.8%	2,411	38.3%
	2 次回来訪以降、年金請求書(未支給年金請求書を含む)を受け付ける予定	1,897	26.2%	298	40.8%	46	22.9%	1,553	24.7%
	3 年金請求をもう少し遅らせることとなった	2,256	31.2%	115	15.7%	59	29.4%	2,082	33.1%
	4 遺族の方で未支給年金の請求対象者とならないことが判明	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	5 相談を継続することとなった	138	1.9%	7	1.0%	5	2.5%	126	2.0%
	6 本人死亡	38	0.5%	19	2.6%	0	0.0%	19	0.3%
	7 行き違いで請求済み (注2)	193	2.7%	77	10.5%	9	4.5%	107	1.7%
	8 その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

(注1) 「お知らせ」を持参して来訪された方及び「お知らせ」を見て来訪されたと話された方の数。

(注2) 旧共済年受給者を含む。

<表B>70歳以上の方

	合 計								
	合 計		(ア)全く未請求の方		(イ)65歳以降未請求の方		(ウ)一方のみ未請求の方		
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	
a. 「お知らせ」送付対象者数(人)	32,174	-	14,534	-	1,627	-	16,013	-	
b. 年金事務所等への相談来訪者数(人) ^(注1)	7,350	100.0%	1,478	100.0%	180	100.0%	5,692	100.0%	
初 回 相 談 結 果	1 年金請求書(未支給年金請求書を含む)を受け付けた	5,162	70.2%	370	25.0%	135	75.0%	4,657	81.8%
	2 次回来訪以降、年金請求書(未支給年金請求書を含む)を受け付ける予定	955	13.0%	340	23.0%	26	14.4%	589	10.3%
	3 年金請求をもう少し遅らせることとなった	1	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.0%
	4 遺族の方で未支給年金の請求対象者とならないことが判明	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	5 相談を継続することとなった	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	6 本人死亡	157	2.1%	132	8.9%	6	3.3%	19	0.3%
	7 行き違いで請求済み ^(注2)	1,071	14.6%	634	42.9%	12	6.7%	425	7.5%
	8 その他	4	0.1%	2	0.1%	1	0.6%	1	0.0%

(注1)「お知らせ」を持参して来訪された方及び「お知らせ」を見て来訪されたと話された方の数。

(注2) 旧共済年受給者を含む。

③ 「お知らせ」送付対象者が年金請求をしていなかった理由(平成22年10月に年金事務所等へ相談来訪された方についての調査結果)

<表A>69歳以下の方

		合 計		(ア)全く未請求の方		(イ)65歳以降未請求の方		(ウ)一方のみ未請求の方	
		人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
平成22年10月における年金事務所等への相談来訪者数(人)(注1)		6,627	100.0%	658	100.0%	187	100.0%	5,782	100.0%
年金未請求の理由	1 経済的に年金の必要性を感じなかったため	235	3.5%	38	5.8%	12	6.4%	185	3.2%
	2 請求方法を知らなかった	691	10.4%	88	13.4%	41	21.9%	562	9.7%
	3 これから請求するつもりだった	1,173	17.7%	107	16.3%	26	13.9%	1,040	18.0%
	4 請求することを忘れていた	465	7.0%	50	7.6%	24	12.8%	391	6.8%
	5 在職中であつたため請求できないと思っていた	110	1.7%	29	4.4%	6	3.2%	75	1.3%
	6 繰下げ請求を考えていた	2,533	38.2%	191	29.0%	61	32.6%	2,281	39.5%
	7 70歳になると自動的に年金が支払われると思っていた	143	2.2%	7	1.1%	3	1.6%	133	2.3%
	8 現在受給中の年金がすべてだと思い込んでいた(注2)	870	13.1%	0	0.0%	0	0.0%	870	15.0%
	9 受給資格期間を満たすことを知らなかった	25	0.4%	25	3.8%	0	0.0%	0	0.0%
	10 年金に関心がなかった	48	0.7%	13	2.0%	2	1.1%	33	0.6%
	11 本人死亡により不明	35	0.5%	18	2.7%	0	0.0%	17	0.3%
	12 行き違いで請求済み(注3)	193	2.9%	77	11.7%	9	4.8%	107	1.9%
	13 その他	16	0.2%	9	1.4%	1	0.5%	6	0.1%
	14 回答が得られなかった	90	1.4%	6	0.9%	2	1.1%	82	1.4%

(注1)「お知らせ」を持参して来訪された方及び「お知らせ」を見て来訪されたと話された方の数。

(注2)「請求を繰り下げているとは思っていなかった」との回答を含む。

(注3)旧共済年受給者を含む。

<表B>70歳以上の方

		合 計		(ア)全く未請求の方		(イ)65歳以降未請求の方		(ウ)一方のみ未請求の方	
		人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
		平成22年10月における年金事務所等への相談来訪者数(人)(注1)		7,205	100.0%	1,439	100.0%	178	100.0%
年金未請求の理由	1 経済的に年金の必要性を感じなかったため	123	1.7%	35	2.4%	7	3.9%	81	1.4%
	2 請求方法を知らなかった	1,614	22.4%	273	19.0%	76	42.7%	1,265	22.6%
	3 これから請求するつもりだった	150	2.1%	26	1.8%	6	3.4%	118	2.1%
	4 請求することを忘れていた	1,440	20.0%	125	8.7%	35	19.7%	1,280	22.9%
	5 在職中であったため請求できないと思っていた	151	2.1%	36	2.5%	5	2.8%	110	2.0%
	6 繰下げ請求を考えていた	197	2.7%	23	1.6%	6	3.4%	168	3.0%
	7 70歳になると自動的に年金が支払われると思っていた	569	7.9%	15	1.0%	20	11.2%	534	9.6%
	8 現在受給中の年金がすべてだと思い込んでいた(注2)	1,385	19.2%	0	0.0%	0	0.0%	1,385	24.8%
	9 受給資格期間を満たすことを知らなかった	72	1.0%	72	5.0%	0	0.0%	0	0.0%
	10 年金に関心がなかった	73	1.0%	19	1.3%	2	1.1%	52	0.9%
	11 本人死亡により不明	149	2.1%	126	8.8%	6	3.4%	17	0.3%
	12 行き違いで請求済み(注3)	1,057	14.7%	627	43.6%	12	6.7%	418	7.5%
	13 70歳時請求案内があると思っていた	36	0.5%	7	0.5%	0	0.0%	29	0.5%
	14 病気療養中だったため	17	0.2%	5	0.3%	0	0.0%	12	0.2%
	15 その他	57	0.8%	27	1.9%	1	0.6%	29	0.5%
	16 回答が得られなかった	115	1.6%	23	1.6%	2	1.1%	90	1.6%

(注1)「お知らせ」を持参して来訪された方及び「お知らせ」を見て来訪されたと話された方の数。

(注2)「請求を繰り下げているとは思っていなかった」との回答を含む。

(注3)旧共済年受給者を含む。

(参考1)[詳細データ]「お知らせ」送付対象者の年金の裁定の状況(平成22年12月31日現在)

(1)「お知らせ」を受け取る前に年金請求書を提出し、裁定された方を含めた裁定の状況(注)

(注)「お知らせ」対象者の抽出は、平成22年6月21日時点で行ったことから、「お知らせ」を送付した同年9月30日より前にすでに裁定されていた方が一定数存在する。

<表A>対象者全体の状況

		合 計	(ア)全く未請求の方	(イ)65歳以降未請求の方	(ウ)一方のみ未請求の方
a.「お知らせ」送付対象者数(人)(注1)		64,678	22,772	2,440	39,466
b. 裁定された方(人)		26,259 (注2)	9,557 (注2)	175	16,527
bの 裁定月別	平成22年6月	672	544	4	124
	平成22年7月	1,698	687	28	983
	平成22年8月	1,460	469	16	975
	平成22年9月	1,259	394	15	850
	平成22年10月	5,177	769	36	4,372
	平成22年11月	8,979	1,301	43	7,635
	平成22年12月	2,385	764	33	1,588

(注1)うち、不着件数 約2,700件。

(注2)旧法扱いの共済年金受給者で、新たに年金の請求ができる国民年金、厚生年金の加入期間がない方(以下「旧共済年金受給者」という。)を含む(4,629人)。

<表B>69歳以下の方

		合 計	(ア)全く未請求の方	(イ)65歳以降未請求の方	(ウ)一方のみ未請求の方
a. 「お知らせ」送付対象者数(人) (注1)		32,504	8,238	813	23,453
b. 裁定された方(人)		8,260 (注2)	2,000 (注2)	88	6,172
bの 裁定月別	平成22年6月	260	212	2	46
	平成22年7月	642	261	17	364
	平成22年8月	551	183	7	361
	平成22年9月	476	154	8	314
	平成22年10月	1,935	300	17	1,618
	平成22年11月	3,379	534	20	2,825
	平成22年12月	959	298	17	644

(注1)うち、不着件数 約800件。

(注2)旧共済年金受給者を含む(58人)。

<表C>70歳以上の方の状況

		合 計	(ア)全く未請求の方	(イ)65歳以降未請求の方	(ウ)一方のみ未請求の方
a. 「お知らせ」送付対象者数(人) (注1)		32,174	14,534	1,627	16,013
b. 裁定された方(人)		17,999 (注2)	7,557 (注2)	87	10,355
bの 裁定月別	平成22年6月	412	332	2	78
	平成22年7月	1,056	426	11	619
	平成22年8月	909	286	9	614
	平成22年9月	783	240	7	536
	平成22年10月	3,242	469	19	2,754
	平成22年11月	5,600	767	23	4,810
	平成22年12月	1,426	466	16	944

(注1)うち、不着件数 約1,900件。

(注2)旧共済年金受給者を含む(4,571人)。

(2) 「お知らせ」送付後の平成22年10月1日以降に年金請求書を提出した方の裁定の状況

<表A>対象者全体

		合 計	(ア)全く未請求の方	(イ)65歳以降未請求の方	(ウ)一方のみ未請求の方
a. 「お知らせ」送付対象者数(人)		64,678	22,772	2,440	39,466
b. 裁定された方(人)		15,066	2,422	102	12,542
bの 裁定請求書提出月別	平成22年10月	12,066	1,658	68	10,340
	平成22年11月	2,548	672	23	1,853
	平成22年12月	452	92	11	349

<表B>69歳以下の方

		合 計	(ア)全く未請求の方	(イ)65歳以降未請求の方	(ウ)一方のみ未請求の方
a. 「お知らせ」送付対象者数(人)		32,504	8,238	813	23,453
b. 裁定された方(人)		6,572	1,149	59	5,364
bの 裁定請求書提出月別	平成22年10月	5,275	790	39	4,446
	平成22年11月	1,096	316	13	767
	平成22年12月	201	43	7	151

<表C>70歳以上の方

		合 計	(ア)全く未請求の方	(イ)65歳以降未請求の方	(ウ)一方のみ未請求の方
a. 「お知らせ」送付対象者数(人)		32,174	14,534	1,627	16,013
b. 裁定された方(人)		8,494	1,273	43	7,178
bの 裁定請求書提出月別	平成22年10月	6,791	868	29	5,894
	平成22年11月	1,452	356	10	1,086
	平成22年12月	251	49	4	198

(参考2) 年金の請求を促すための取組み

1. 60歳到達の3か月前

- ① 60歳から特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生する方
→年金請求書(ターンアラウンド方式^(注))を送付〔平成17年10月より実施〕
(注)「ターンアラウンド方式」とは、あらかじめ年金加入履歴等が記載された年金請求書を当該被保険者へ送付し、手続きの簡素化を図るもの。
- ② 老齢基礎年金の受給資格期間を満たす方(上記①を除く)
→お知らせ(65歳から老齢基礎年金の受給権が発生すること、60歳～64歳の間でも請求により繰り上げて年金を受けられること等をお知らせするもの)を送付〔平成17年10月より実施〕

2. 65歳到達の3か月前

- ① 特別支給の老齢厚生年金の受給権がありながら未請求の方
→年金請求書(ターンアラウンド方式)を送付〔平成17年10月より実施〕
- ② 65歳から初めて年金の受給権が発生する方
→年金請求書(ターンアラウンド方式)を送付〔平成17年10月より実施〕

3. 65歳到達月の前月末

- 65歳到達前に特別支給の老齢厚生年金を受給していた方
→年金請求書(ハガキによる簡便なもの)を送付〔平成3年3月より実施〕

4. 69歳到達月

- 年金の受給権がありながら未請求の方 ((ア)全く未請求の方、(イ)65歳以降未請求の方、(ウ)一方のみ未請求の方)
→年金の請求を促すお知らせを送付〔平成23年5月より実施予定〕

5. その他

- 年金の請求漏れが生じやすい5つの事例に関する周知広報(ポスター、リーフレットを活用)〔平成22年10月より実施〕
(注)「5つの事例」……年金の加入期間が25年未満の方、年金の受け取り開始を66歳以降に繰り下げている方、厚生年金の加入期間のある65歳以上の方、厚生年金の加入期間のある方で「65歳になってから年金を受け取ろう」と思っている方、60歳以上で会社にお勤めの方

2 70歳までの間の保険料納付により受給資格期間を満たす方に対するお知らせ

(1)「70歳までの間の保険料納付により受給資格期間を満たす方に対するお知らせ」の送付について

① 趣旨

70歳までの間の保険料納付により受給資格期間を満たす方に対して、合算対象期間(カラ期間)や任意加入制度等について説明を行い、年金事務所等への相談を促すための「お知らせ」を送付し、年金の受給につなげていくもの。

② 送付対象者

社会保険オンラインシステム上の記録において、70歳までの一定期間において保険料を納付することより25年の受給資格期間を満たす方のうち、平成22年1月1日時点で64歳以上の方に対して「お知らせ」を送付した。(現に年金を受給している方やすでに任意加入をしている方を除く。)(平成22年9月28日送付)

○ 送付対象者数: 約1.6万人

(2)「70歳までの間の保険料納付により受給資格期間を満たす方に対するお知らせ」送付後のフォローアップ状況

① 「お知らせ」送付対象者の年金の裁定の状況等(平成22年12月31日現在)

※下表の「裁定された方」は、「お知らせ」を受け取る前に年金請求書を提出し、裁定された方を含む。(注1)

事 項		人数	構成割合
a. 「お知らせ」送付対象者数(人) (注2)		15,931	100.0%
b. aのうち、国民年金に任意加入中の方(人)		476	3.0%
c. aのうち、裁定された方(人)		3,474	21.8%
cの 性別、年齢別	うち、男性	414	
	年齢	64歳以下	209
		65歳以上	205
	うち、女性	3,060	
	年齢	64歳以下	2,723
		65歳以上	337
cの 裁定月別	平成22年8月	556	
	平成22年9月	683	
	平成22年10月	778	
	平成22年11月	788	
	平成22年12月	669	

(注1)「お知らせ」対象者の抽出は、平成22年8月15日時点で行ったことから、「お知らせ」を送付した同年9月28日より前にすでに裁定されていた方が一定数存在する。

(注2)うち、不着件数約1,900件。

(注3)年齢は、平成22年9月30日時点。

② 「お知らせ」送付対象者の年金の裁定の状況等（平成22年12月31日現在）

※下表の「裁定された方」は、「お知らせ」送付後の平成22年9月29日以降に年金請求書を提出し、裁定された方。

事 項		人数	構成割合
a. 「お知らせ」送付対象者数(人) (注1)		15,931	100.0%
b. aのうち、任意加入中の方(人)		476	3.0%
c. aのうち、裁定された方(人)		1,834	11.5%
cの 性別、年齢別	うち、男性		231
	年齢	64歳以下	111
		65歳以上	120
	うち、女性		1,603
	年齢	64歳以下	1,407
		65歳以上	196
cの 裁定請求書 提出月別	平成22年9月		0
	平成22年10月		403
	平成22年11月		765
	平成22年12月		666

(注1)うち、不着件数約1,900件。

(注2)年齢は、平成22年9月30日時点。

③ 「お知らせ」送付対象者の来訪相談の状況(平成22年12月31日現在)

<表A>年金事務所等への相談来訪者数及び相談結果

		人数	構成割合
年金事務所等への相談来訪者数(注)		377	100.0%
相談結果の 確認状況別	a. 年金受給権有	205	54.4%
	b. 任意加入申込有	47	12.5%
	c. 年金受給権なし	53	14.1%
	d. カラ期間等確認中	72	19.1%

(注)「お知らせ」を持参された方及び「お知らせ」を見て来訪されたと話された方の数。

<表B>表Aにおいて、「a. 年金受給権有」となった方の判明契機(複数回答可)

	人数	構成割合
a. 期間短縮特例に該当	4	1.9%
b. 共済期間が判明	2	0.9%
c. 未統合記録が判明	43	20.2%
d. 第3号未届期間が判明	0	0.0%
e. 合算対象期間が判明	145	68.1%
f. その他(裁定済)	19	8.9%
合 計	213	100.0%

<表C>表Bにおいて、「e. 合算対象期間が判明」に該当する方の判明契機

	人数	構成割合
被用者年金の加入者の配偶者で国民年金に任意加入しなかった期間(昭和61年3月以前)	98	67.6%
学生であって国民年金に任意加入しなかった期間(平成3年3月以前)	4	2.8%
日本国籍を取得した方、又は永住の許可がされた方の取得・許可前の期間であって昭和56年12月までの在日期間	1	0.7%
日本人であって海外に居住していた期間	1	0.7%
厚生年金保険等の脱退手当金を受けた期間	33	22.8%
厚生年金保険等の被保険者及び共済組合の組合員期間のうち、20歳未満の期間又は60歳以上の期間	8	5.5%
合 計	145	100.0%

3 オンライン記録上25年の受給資格期間を満たさない方に対するお知らせ

(1)「オンライン記録上25年を満たさない方に対するお知らせ」の送付について

① 趣旨

社会保険オンラインシステム上の記録において、25年の受給資格期間を満たさない方に対して、合算対象期間(カラ期間)の有無などについての注意喚起を行い、併せて任意加入制度の周知を図るためのお知らせ(「年金の加入期間に関するお知らせ」)を送付し、できる限り年金の受給につなげていこうとするもの。

② 送付対象者

社会保険オンラインシステム上の記録において、25年の受給資格期間を満たさない方のうち、平成21年1月1日時点で63歳以上(注)の年金を受給していない方に対して「お知らせ」を送付した。
(平成21年12月18日から24日にかけて送付)

(注)この年齢未満の方については、平成17年10月以降、60歳到達の3か月前に同様のお知らせを送付しているところ。

○ 送付対象者数： 約50万人

(2)「オンライン記録上25年を満たさない方に対するお知らせ」送付後のフォローアップ状況

①「お知らせ」送付対象者の年金の裁定の状況等(平成22年12月31日現在)

※下表の「裁定された方」は、「お知らせ」を受け取る前に年金請求書を提出し、裁定された方を含む(注1)。

事 項		(参考)前回報告 (平成22年7月31日現在)		今回報告 (平成22年12月31日現在)		前回報告からの増加数
a. 「お知らせ」送付対象者数(人)(注2)		499,399	100.0%	499,399	100.0%	—
b. aのうち、国民年金に任意加入中の方(人)		—	—	12,046	2.4%	—
c. aのうち、裁定された方(人)		42,890	8.6%	60,764	12.2%	17,874
Cの 性別、年齢別	うち、男性	6,272		9,373		3,101
	年齢	64歳	508	0	-508	
		65歳～69歳	4,950	7,925	2,975	
		70歳以上	814	1,448	634	
	うち、女性	36,618		51,391		14,773
	年齢	64歳	1,185	0	-1,185	
65歳～69歳		33,624	48,490	14,866		
70歳以上		1,809	2,901	1,092		
Cの 裁定月別	平成21年10月	2,038		2,038		0
	平成21年11月	4,199		4,199		0
	平成21年12月	3,906		3,906		0
	平成22年 1月	3,408		3,408		0
	平成22年 2月	4,675		4,675		0
	平成22年 3月	5,055		5,055		0
	平成22年 4月	5,996		5,996		0
	平成22年 5月	3,910		3,910		0
	平成22年 6月	4,689		4,689		0
	平成22年 7月	5,014		5,014		0
	平成22年 8月	—		3,686		3,686
	平成22年 9月	—		3,973		3,973
	平成22年10月	—		3,624		3,624
	平成22年11月	—		3,657		3,657
平成22年12月	—		2,934		2,934	

(注1) 「お知らせ」送付対象者の抽出は、平成21年10月20日時点で行ったことから、「お知らせ」を送付した同年12月18日～24日より前にすでに裁定されていた方が一定数存在する。

(注2) うち、不着件数 約3万件。

②「お知らせ」送付対象者の年金の裁定の状況等(平成22年12月31日現在)

※下表の「裁定された方」は、「お知らせ」送付後の平成21年12月21日以降に年金請求書を提出し、裁定された方。

事 項		(参考)前回報告 (平成22年7月31日現在)		今回報告 (平成22年12月31日現在)		前回報告からの増加数
a. 「お知らせ」送付対象者数(人)		499,399	100.0%	499,399	100.0%	—
b. aのうち、国民年金に任意加入中の方(人)		—	—	12,046	2.4%	—
c. aのうち、裁定された方(人)		29,529	5.9%	47,403	9.5%	17,874
Cの 性別、年齢別	うち、男性	4,593		7,694		3,101
	年齢	64歳	508	0	-508	
		65歳～69歳	3,699	6,674	2,975	
		70歳以上	386	1,020	634	
	うち、女性	24,936		39,709		14,773
	年齢	64歳	1,185	0	-1,185	
65歳～69歳		22,852	37,718	14,866		
70歳以上		899	1,991	1,092		
Cの 裁定請求書提出月別	平成21年12月	1,264		1,264		0
	平成22年 1月	6,178		6,178		0
	平成22年 2月	4,908		4,908		0
	平成22年 3月	5,076		5,076		0
	平成22年 4月	4,339		4,339		0
	平成22年 5月	3,481		3,514		33
	平成22年 6月	3,339		3,728		389
	平成22年 7月	944		3,481		2,537
	平成22年 8月	—		3,562		3,562
	平成22年 9月	—		3,691		3,691
	平成22年 10月	—		3,937		3,937
	平成22年 11月	—		3,097		3,097
平成22年 12月	—		628		628	

③「お知らせ」送付対象者の来訪相談の状況(平成22年12月31日現在)

<表A>年金事務所等への相談来訪者数及び相談結果

事 項		人 数 (人)	構成割合
年金事務所等への相談来訪者数 (注)		6,266	100.0%
相談結果の 確認状況	a. 年金受給権あり	2,005	32.0%
	b. 任意加入申込あり	316	5.0%
	c. 年金受給権なし	2,731	43.6%
	d. カラ期間等確認中	1,214	19.4%

(注)「お知らせ」を持参して来訪された方及び「お知らせ」を見て来訪されたと話された方の数

<表B>表Aにおいて、「a. 年金受給権あり」となった方の判明契機

事 項		人 数 (人)	構成割合
a. 期間短縮特例に該当		38	1.9%
b. 共済期間が判明		25	1.2%
c. 未統合記録が判明		185	9.2%
d. 第3号未届期間が判明		8	0.4%
e. 合算対象期間が判明		1,570	78.2%
f. その他(既に任意加入中)		69	3.4%
g. 不明		110	5.5%
合 計		2,005	100.0%

<表C>表Bにおいて、「e. 合算対象期間が判明」に該当する方の合算対象期間の種類

事 項	人 数 (人)	構成割合
被用者年金の加入者の配偶者で国民年金に任意加入しなかった期間(昭和61年3月以前)	1,303	83.0%
学生であって国民年金に任意加入しなかった期間(平成3年3月以前)	9	0.6%
日本国籍を取得した方、又は永住の許可がされた方の取得・許可前の期間であって昭和56年12月までの在日期間	28	1.8%
日本人であって海外に居住していた期間	17	1.1%
厚生年金保険等の脱退手当金を受けた期間	213	13.6%
合 計	1,570	100.0%

(参考) オンライン記録上25年の受給資格期間を満たしていない方に係るサンプル調査(平成21年7月 社会保険庁公表)の結果より

○ 調査対象者数: 1,628人(注)

○ うち、聴取できた方685人についての調査結果

(1) 受給資格期間を満たしていた方……………94人(13.7%)

(合算対象期間がある方等)

うち、①そのことを知っていた方……………62人(9.1%)

②そのことを知らなかった方……………32人(4.7%)

(2) 受給資格期間を満たしていなかった方……………591人(86.3%)

うち、①70歳までの間に国民年金に任意加入すれば、
受給資格期間を満たす可能性がある方……………66人(9.6%)

うち、ア)そのことを知っていた方……………42人(6.1%)

イ)そのことを知らなかった方……………24人(3.5%)

②その他の方……………525人(76.6%)

(注) オンライン記録上、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が25年に満たない方(70歳未満の方については、今後、保険料を納付することができる70歳までの期間について、納付を行っても25年に満たない方)であって、平成21年4月1日時点で62歳以上の方から抽出。